

宝塚市みどりの基本計画（案）への意見募集について

1 「宝塚市みどりの基本計画」とは

本計画は、市域における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、みどりの将来像や、将来像を実現するための目標や施策などを定めた「みどりのまちづくり」に関する総合的な計画です。

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和14年度（2032年度）の11年間としています。

2 宝塚市みどりの基本計画（案）策定の経過

本計画（案）の策定にあたり、知識経験者3人（自然・緑化、まちづくり、景観）、公共的団体の代表者4人、関係行政機関の職員1人、公募による市民2人の計10人で構成される宝塚市緑の基本計画検討委員会にて、令和3年11月までに計7回の審議を実施しました。委員名簿は別添のとおりです。

3 宝塚市みどりの基本計画（案）のポイント

（1）背景・目的

本市では、平成12（2000）年度に「宝塚市緑の基本計画」を策定し、これに基づく「みどりのまちづくり」を進めてきましたが、策定から20年が経過し、公共施設の再編の必要性など、みどりを取り巻く環境の変化や上位計画である第6次宝塚市総合計画の策定や都市計画マスタープランの改定予定に伴い、本計画についても見直しを行うこととなりました。

（2）構成

本計画（案）は、改定の背景とみどりの効果・定義を確認した上で（第1章）、みどりの現状の課題、計画の方向性を考え（第2章）、みどりのまちづくりのための基本理念、将来像を決定し（第3章）、それを実現するための基本施策、重点施策を定め（第4章）ています。

また、地域の実情に合った計画とするため、地域別計画も掲げています（第5章）。

4 意見募集の目的

本計画（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、本計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集等を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ①本計画（案）に対する意見募集
- ②別紙「意見提出用紙」
- ③本計画（案）の概要版
- ④本計画（案）
- ⑤本計画（案）資料編

5 宝塚市みどりの基本計画（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本篇は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- ①市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

・トップページから「みどりの基本計画」で検索するか、「検索用 ID: 1043842」を入力し検索することもできます。



- ②市の窓口

公園河川課（市役所1階）、市民相談課（市役所2階）、各サービスセンター・サービスステーション、各人権文化センター、各図書館、各公民館で公表しています。

6 意見の募集期間

令和3年（2021年）12月1日（水）から令和4年（2022年）1月7日（金）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、公園河川課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。郵送の場合は、令和4年（2022）1月7日（金）必着とします。

ただし、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665（住所記載不要）

「宝塚市都市安全部 生活安全室 公園河川課」

電話番号 0797-77-2021

ファクシミリ 0797-77-9119

電話メールアドレス m-takarazuka0086@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

（公園河川課は市役所2階です。）

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表していません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体をとりまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所2階公園河川課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。